出題趣旨・採点基準（憲法）配点１００点

第１問は、道路上での集会や表現の自由の保障について問う。まず、これらの自由の意義を確認したうえで、道路上でそれらを行うことがどの程度保障されているかを論じる必要がある。一般的な理解によれば、道路は伝統的パブリック・フォーラムといえるが、交通の安全などの観点から一定限度の規制は認めざるを得ない。その際の判断基準をどのように設定するかが問題となる。具体的事例の判断においては、C の集会から暴力的衝突が発生する危険性をどのように判断するか、および D の演説に交通妨害を起こす危険性がどの程度あったといえるかが主に問題となる。これらにつき、事案に即した説得的説明を行う必要がある。

第２問は、衆議院がその所属する議員に対して行った懲戒処分に対して司法審査権が及ぶか否かについて問うものである。憲法 76 条 1 項が定める司法権の概念を踏まえて、部分社会論について検討し、地方議会と対比しつつ、議院の自律権について論じることなどが必要である。その上で、衆議院による登院停止処分が司法権の対象となるか否かについて、除名処分や地方議会における懲戒処分との関係に触れつつ、考察することが求められる。その際には、最高裁判例及び学説を整理し、その論拠及び問題点を指摘して、自らの見解を説得的に展開することが重要である。